

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

### 1 日時

平成26年11月27日（木）午前10時から午後0時15分まで

### 2 場所

愛知県東大手庁舎1階 セミナー室

### 3 出席者

#### (1) 構成員及び専門委員

井上委員、岡田委員、片山委員、加藤委員、大東委員、成瀬委員、松尾委員、  
水野専門委員

#### (2) 事務局

環境部：岩田資源循環推進監、植家資源循環推進課長、元山主幹、塚本課長補  
佐、高橋主査、吉田主査、高崎技師

尾張県民事務所廃棄物対策課：丹羽主査、大久保技師

同海部県民センター環境保全課：飯田主査、金子技師

#### (3) 申請者

株式会社海部清掃 黒田氏他

### 2 傍聴者

なし

### 3 議事録

別添のとおり

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

## 【議事1】

座長の選任について

- 事務局から、資料1（愛知県廃棄物処理施設審査会議設置運営）の規定に基づき、資料2の名簿に示す構成員の互選により、座長が選任されること及び座長が座長代理を指名することを説明した。
- 構成員の互選により、加藤委員が座長に選任された。また、加藤座長が大東委員を座長代理に指名した。

## 【議事2】

株式会社海部清掃の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請について

- 申請の内容説明  
事務局が、資料3から資料5に基づき説明を行った。

- 質疑応答  
(委員)

固形物、液体など様々な性状のごみを焼却するため、燃焼の管理が難しいと思われるが、どのように適正な燃焼温度を担保するのか。

また、廃液類をドラム缶からタンクに移した後、焼却炉に入れるまでの間、ドラム缶はどこに保管するのか。

次に、騒音・振動について、規制基準は下回るとのことだが、周りは静かなところと思われるので、施設の稼働後は現状より周辺の騒音レベルが高くなると考えられるが、対策は尽くされているのか。

さらに、騒音・振動は施設の稼働による影響だけをみているようだが、最終的な予測結果では現状の騒音・振動と施設の稼働による影響を重ね合わせているか。

(事務局)

燃焼温度の管理については、インデックス2、維持管理に関する計画で「炉内温度を自動制御で800℃以上となるよう管理し、温度低下時は助燃バーナーにより燃焼ガスを昇温させる」こととされている。事業者を確認したところ、再燃焼室の出口側の温度計のデータを基に自動制御を行うとのことである。

(委員)

助燃バーナーにより自動制御で燃焼温度をコントロールするとのことだが、投入する廃棄物で燃焼温度をコントロールするという考え方はあるか。

(事業者)

投入する廃棄物による燃焼温度の管理については、まず、固形状の廃棄物につい

ては、あらかじめ混合し、できる限り均一な性状としてから焼却炉に投入することとしている。その上で、液体の廃棄物については、廃油は燃焼温度を上げる時に、廃酸や廃アルカリは燃焼温度を下げる時に焼却炉内に噴霧することとしている。

燃焼温度については、800℃を下回らないようにするとともに、焼却炉の損傷を防止するために900℃を越えないように、廃棄物の投入により管理し、あわせて自動制御による助燃バーナーでの燃焼温度の管理を行う計画である。

次に、ドラム缶の保管場所についてであるが、ドラム缶で搬入される廃油・廃液類は夾雑物が多いため、廃油等の保管タンクに内容物を移すことはしないで、内容物を確認した上で、直接ドラム缶搬送装置のコンベアに並べドラム処理施設内へ移動させ、内容物を焼却炉内に投入する計画である。

廃油等の保管タンクに入れるのは、ドラム缶で搬入されたものではなく、ローリー一車で搬入されたものとなる。

(事務局)

騒音・振動について、新規施設による影響の分析においては、生活環境保全上の目標値がある場合、それとの整合を検討する。騒音は、規制基準への適合状況で評価をしている。基本的な考え方は、あくまでも規制対象となる事業場からの騒音が敷地境界上でどういう結果になるかであって、予測結果を示す際に、現況との重ね合わせは行わない。この基本的な考え方については、振動も同じである。

(委員)

現状の焼却施設に比べて規模は大きくなるのか、あるいは小さくなるのか。

(事務局)

処理能力としては現状の施設よりも大きくなる。現状の施設と新しい施設で能力の算出方法が異なるが、現状の施設では処理能力が約5t/日であり、新規施設は96t/日である。これと比べると一日当たり処理能力で15倍から20倍程度の増加となる。

(委員)

騒音・振動について、現況把握結果は現状の施設の車両の状況を反映した値だと考えられ、処理能力が増えることから、単純に考えれば20倍くらい交通量が増えることと思うが、それを加味しても騒音・振動の影響はほとんどないという理解で良いか。

(事務局)

沿道環境の予測条件となった発生交通量の設定については、生活環境影響調査書の6ページ表1.8搬入・搬出車両の計画に示されている。車両走行ルートが2ルートあり、トータルとして片道で大型車が40台、小型車が24台としている。事業者を確認したところ、この台数設定については、新たに整備される96t/日が稼働する際に走行する車両の台数ということであり、新たに整備される施設が稼働する際に沿道環境に与える結果が予測されている。

(委員)

燃焼温度を見ながら種々の廃棄物を少しずつ投入していくことと思うが、排ガスによる大気質への影響は平均値で予測されている。平均値は通常は問題ないと思う

が、瞬間値のほうが問題になる可能性がある。したがって、瞬間的に温度がぎりぎりまで下がった、あるいはぎりぎりまで上がったといったときの排ガス組成がどんな挙動を示しているか考慮した上で予測をする必要があるのではないか。既存施設でのこれまでの実績をお持ちだと思うので、それを合わせた形でご説明いただきたい。

(事務局)

既存施設の実績については事業者を確認し、次回説明させていただく。また、確認したところ、類似施設において稼働状況が変化した際の排ガス性状の変動に関するデータをメーカーから提供可能とのことなので、場合によっては当該データにより説明させていただくこととしたい。

なお、申請書の第1面2ページには設計計算上達成することができる排ガス性状が示されているが、第2面に示されている維持管理計画値に比べ、かなり小さい数値となっている。維持管理計画値は大気汚染防止法等に基づく法規制値としており、生活環境影響調査の予測の前提となっている排ガスの性状は維持管理計画値であることから、生活環境影響調査では、常時、法規制値ぎりぎりの性状の排ガスが排出された場合の予測結果が提示されていることとなる。実際に稼働するときには、通常、維持管理値よりも低いところで管理されることになると考えられる。

(委員)

最も排ガスの性状が悪くなる場合を、予測条件として設定したということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

処理する産業廃棄物の種類として、特管廃油との記載があるが、PCBを含む廃油は取り扱うのか。

(事務局)

産業廃棄物の申請書の別紙1に処理する産業廃棄物の種類があるが、特別管理産業廃棄物として扱うのは引火点が低い引火性廃油であり、重金属等の有害物質を含む特定有害廃油は扱わない計画である。したがって、PCBを含む廃油についても取り扱わない計画である。

(委員)

PCBを含有するもの、しないものを区別できるか。

(事業者)

PCBを含む廃油は、引火性廃油とは別に品目が設定されている。排出事業者が交付するマニフェストにPCBを含む廃油であればそのことが明記されるので、処分業者としては廃棄物を受入れる際に確認するマニフェストの中で、PCBを含まない廃油であることを確認することとなる。

(委員)

産業廃棄物処理施設の処理能力で「混焼」という用語が使用されているが、「混焼」というのは、いろいろな産業廃棄物を燃やすことを示しているのか、あるいは、一般廃棄物と産業廃棄物を混ぜて処理することを示しているのか。

(事務局)

複数の種類の産業廃棄物を混ぜて燃やすことを「混焼」として整理している。今回の計画では、複数の産業廃棄物を混ぜて処理することから、混合割合として想定されている比率をもとに、インデックス1(5)の設計計算書におけるごみ質を設定している。

(委員)

一般廃棄物と産業廃棄物は一緒には燃やさないということか。

(事務局)

一般廃棄物と産業廃棄物の混合焼却は、法令上特段の制限があるものではなく、県としても、混合処理を行うことについては問題ないと整理している。固形物の保管場所であるごみヤードでは一般廃棄物と産業廃棄物を区別しておらず、事業者を確認したところ、一般廃棄物と産業廃棄物を同時に焼却する可能性があるとのことである。

(委員)

一般廃棄物の申請書の第2面に、焼却灰の処分方法として「一般廃棄物最終処分場に埋立」と記載があるが、産業廃棄物では「管理型最終処分場に埋立」とある。混合処理した焼却灰は、安定型最終処分場、管理型最終処分場どちらへ行くのか。

(事務局)

まず、産業廃棄物最終処分場には安定型、管理型、遮断型があるが、燃え殻については遮水構造の備わった管理型で処分するというようになっており、安定型では処分することができない。

一般廃棄物最終処分場については、安定型、管理型、遮断型という区分はないが、構造としては管理型相当のものである。最終処分場の許可としては、一般廃棄物と産業廃棄物は別の許可であるので、これらが混合した状態が出てきた燃え殻を処分しようとするれば、一般廃棄物と産業廃棄物両方を処理できる許可を持った施設で処分することになる。

(委員)

維持管理計画等で、一般廃棄物と産業廃棄物を混合処理した燃え殻の処分方法について定めているか。

(事務局)

法的な整理はご説明したとおりであるが、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の許可申請書においては、一般廃棄物を処理する場合、産業廃棄物を処理する場合、それぞれの維持管理計画を記載しており、混合処理を行う場合の記載はされていない。事業者として、混合処分した場合の燃え殻等の処理について、どのように処分する考えかについては、次回整理した上でお示しする。

(委員)

今回計画されている焼却施設は、ストーカーの次にキルンが併設されているが、同様の構造の焼却炉の稼働実績はあるか。実績があれば、それは一般廃棄物の焼却施設か、産業廃棄物の焼却施設か。また、処理能力はどの程度かといった点を説明いただきたい。

次に、ロータリーキルンは回転部があり、そのシール性を担保することが一番重要である。シール性を技術的にどう担保するかを説明している図面等は添付されているか。

また、通常、炉内圧は負圧にしていると思うが、今回の炉も炉内圧を下げているか。そうだとすると、再燃焼室を通過する時間は 2.17 秒よりも短くなる可能性があると思うが、再燃焼室での燃焼ガスの滞留時間の計算において炉内圧を考慮しているのかという点について説明されたい。

再燃焼室の温度は、再燃焼室出口の温度計の測定値に基づいて自動制御をするとの説明であるが、再燃焼室には補助燃料や燃焼空気を送る設備がない。これで再燃焼室温度の自動制御が本当に可能なのかを説明されたい。

生活環境影響調査書の 13 ページの表 2.4 では、重金属類の焼却は行わないとしているが、焼却する廃棄物の種類には金属くずがあり、またドラム缶や雑缶は熱処理をする計画である。温度管理すれば重金属は揮発しないとは思いますが、重金属の中には揮発しやすいものがある。そうであるとすれば、排ガスが大気質に与える影響として、重金属類も調査項目に加えるべきではないか。

(事務局)

様々な点についてご質問をいただいたが、これらの内容については、次回整理した上で説明させていただく。

(委員)

生活環境影響調査書の 13 ページの表 2.4 では、施設の稼働に伴う排水について「場内で処理した後、公共下水道に排出する」としているが、計画地において公共下水道に接続することはできないのではないか。また、インデックス 1-(6)-2 給排水フロー図では、浄化槽で処理後に河川放流すると記載されている。排水方法の記載が、添付書類ごとに異なっているが、その点についてはどうか。

(事業者)

ご指摘のとおり公共下水道には接続できない地域であり、当該記載は誤記である。

(座長)

生活環境影響調査書に誤記があるとのことだが、この点についてどういった整理を行うのか。

(事務局)

生活環境影響調査書に記載された、施設から排水が出ない理由に誤りがあるということであるが、施設からの排水が出ないという内容に変わりはないので、誤記として取り扱い、生活環境影響調査書の補正ということで整理させていただく。

(委員)

生活環境影響調査書の 65 ページの表 3.27 で、屋外に設置される誘引ファンの騒音レベルが 90dB とされており、サイレンサを付設し騒音対策をする計画となっている。敷地境界の騒音の最大値が 50dB と予測されており、機器の騒音レベルからみて大きく減衰する予測結果であるが、計算書は添付されているか。

(事務局)

事業者に確認したところ、予測においてはサイレンサによる騒音低減効果が加味

されているが、低減効果の具体的な内容についての記載がないため、次回説明させていただきます。

(委員)

ばいじんは、事業場内では1 m<sup>3</sup>、フレコン1つだけで保管する計画か。

(事務局)

事業者を確認したところ、ご指摘のとおり、保管量は1 m<sup>3</sup>とのことである。

(委員)

ばいじんの保管量が少ないように思えるが、ばいじんの排出頻度等はどのように計画しているのか。

(事務局)

計画上、ばいじんの保管は1 m<sup>3</sup>であるが、排出する頻度等について整理して次回説明させていただきます。

(委員)

インデックス 1-(6)-1 のフローシートでは、燃え殻コンテナ②は排出時に加湿をしない計画となっているが、これは、飛散するような性状ではないため加湿が不要ということか。

(事業者)

燃え殻コンテナ②は、ストーカー周り、キルンとの接続部からこぼれ落ちる未燃のごみを回収する受け皿であり、回収したごみは再度燃焼炉へ投入する。名称は「燃え殻」としているが、実態としては燃えていないごみであり、飛散する恐れはないことから加湿しない計画としている。

(委員)

生活環境影響調査書 60 ページの図 3.12 に示された騒音の現地調査地点のうち、No. 4 は道路近傍であり車両の影響を大きく受けていると思われる。

調査当日、既設の焼却施設に搬入する車両は何台くらい出入りしているか把握しているか。

(事務局)

当日の全道路交通量は、生活環境影響調査書の 93 ページ表 4.6(1)のとおりである。事業者を確認したところ、このうち、事業者の既設の焼却施設への搬入車両が何台含まれているかまでは把握していないとのことである。

(委員)

騒音の調査地点 No. 1 と No. 2 は既設の焼却施設の近傍であると思うが、測定中にその稼働音は聞こえていたか。

No. 2 の休日、夜間は 39dB を記録しているが、予測結果は 50dB である。通常、古い機械よりも新しい機械のほうが静かになると思うが、このとき聞こえていて 39dB であるとすれば、新規の焼却施設を設置することにより騒音レベルは大きくなるように読み取れるがいかがか。

(事務局)

既設の焼却施設は 24 時間稼働ではなく、許可を受けた日稼働時間の範囲で運転しており、夜間稼働している場合もある。事業者を確認したところ、調査当日に現

在の施設が夜間稼働していたかどうかは、確認がとれないとのことである。

(委員)

生活環境影響調査書の65ページの表3.27に掲げる、各機器の騒音レベルは何年時点での数値か。年次を記載してほしい。

(事務局)

出典の年次は確認し次回お示しする。

(委員)

生活環境影響調査書の8ページ図1.5の「中型車」は「小型車」の誤りではないか。

(事務局)

ご指摘のとおりである。

(委員)

小型車の車種としては、軽トラッククラスが搬入するのか。

(事務局)

小型車、大型車の2車種に区分する場合の小型車は、小型貨物車までである。搬出入車両の具体的な車種については、次回整理しお示しする。

### 【議事3】

事務局から、「その他」の議事はないとの説明があった。

### 【現地視察】

施設設置予定地周辺の現地視察を実施し、株式会社海部清掃から概要説明を受けた。